

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月28日
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	北川 勤 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03 5962 9165
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部分が訂正部分を示します。

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%^{*1}（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

（省略）

（省略）ただし、販売会社によっては申込手数料（3.15%^{*1}（税抜3.00%）を上限とします。）をいただくことがあります。

償還乗換え^{*2}または償還前乗換え^{*3}により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、申込手数料の優遇を受けることができます。（省略）

^{*1}消費税率に応じて変更となることがあります。消費税率が8%になった場合、3.24%となります。

^{*2}償還乗換えとは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。）をもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で当ファンドを申込み場合をいいます。

^{*3}償還前乗換えとは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前1年以内の一定期間内において、当該証券投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で一定期間以内に当ファンドを申込み場合をいいます。

<訂正後>

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.24%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

（省略）

（省略）ただし、販売会社によっては申込手数料（3.24%（税抜3.00%）を上限とします。）をいただくことがあります。

償還乗換え^{*1}または償還前乗換え^{*2}により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、申込手数料の優遇を受けることができます。（省略）

^{*1}償還乗換えとは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。）をもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で当ファンドを申込み場合をいいます。

^{*2}償還前乗換えとは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前1年以内の一定期間内において、当該証券投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で一定期間以内に当ファンドを申込み場合をいいます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

a. (省略)

b. (省略)

<運用プロセス> (平成25年7月末現在)

(省略)

c. (省略)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン^{*1}は、総額約4,346億米ドル（平成25年6月末現在、約43.2兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界20カ国43都市（平成25年6月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=99.335円（平成25年6月28日のWMロイター）を用いております。

d. ~ f. (省略)

<訂正後>

a. (省略)

b. (省略)

<運用プロセス> (平成25年12月末現在)

(省略)

c. (省略)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン^{*1}は、総額約4,504億米ドル（平成25年12月末現在、約47.3兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界21カ国45都市（平成25年12月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=105.105円（平成25年12月31日のWMロイター）を用いております。

d. ~ f. (省略)

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社等の概況

<訂正前>

a. 資本金の額

(省略) (平成25年9月末現在)

b. (省略)

c. 大株主の状況

(平成25年9月末現在)

(表 省略)

<訂正後>

a. 資本金の額

(省略) (平成26年3月末現在)

b. (省略)

c. 大株主の状況

(平成26年3月末現在)

(表 省略)

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

(省略)

上記は平成25年7月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

<訂正後>

(省略)

上記は平成25年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(5)【投資制限】

(参考) マザーファンドの投資方針等

(アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド)

<訂正前>

(省略)

平成25年9月末現在、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドの受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドは以下のとおりです。

(省略)

<訂正後>

(省略)

平成26年3月末現在、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドの受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドは以下のとおりです。

(省略)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（ $3.15\%^{*}$ （税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

(省略)

(省略) ただし販売会社によっては申込手数料（ $3.15\%^{*}$ （税抜3.00%）を上限とします。）をいただくことがあります。

(省略)

*消費税率に応じて変更となることがあります。消費税率が8%になった場合、3.24%となります。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

(省略)

<訂正後>

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（ 3.24% （税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

(省略)

(省略) ただし販売会社によっては申込手数料（ 3.24% （税抜3.00%）を上限とします。）をいただくことがあります。

(省略)

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

(省略)

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託財産の純資産総額に対して、 $1.764\%^{*}$ （税抜年1.68%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の配分（税抜）は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.85%	年0.75%	年0.08%

*消費税率に応じて変更となることがあります。消費税率が8%になった場合、年1.8144%となります。

(省略)

<訂正後>

信託財産の純資産総額に対して、年1.8144%（税抜年1.68%）の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.85%	年0.75%	年0.08%

(省略)

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

～ (省略)

個人・法人別の課税の取扱い

a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

*平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

(ロ)～(ハ) (省略)

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）の税率^{*}で源泉徴収されます。(省略)

*平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）、平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

c. ～ d. (省略)

上記は平成25年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(省略)

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

～ (省略)

個人・法人別の課税の取扱い

a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税

率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*}平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

(ロ)～(ハ)（省略）

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。（省略）

^{*}平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

c.～d.（省略）

上記は平成26年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（省略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

(1)【投資状況】

2014年2月28日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	-	2,358,169,165	100.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	-	211,509	0.00
合計（純資産総額）	-	2,357,957,656	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

2014年2月28日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,588,994,800	7.23
	アメリカ	11,794,648,503	53.71
	カナダ	553,883,750	2.52
	ドイツ	955,950,975	4.35
	イタリア	161,645,203	0.73
	フランス	1,234,929,562	5.62
	オーストラリア	542,800,951	2.47
	イギリス	2,195,152,107	9.99
	スイス	1,194,865,678	5.44
	バミューダ	31,094,496	0.14
	香港	184,028,985	0.83
	シンガポール	43,629,235	0.19
	オランダ	202,181,081	0.92
	スペイン	215,176,531	0.97
	ベルギー	170,137,483	0.77
	スウェーデン	159,152,009	0.72
	デンマーク	134,420,059	0.61
	アイルランド	82,147,227	0.37
	イスラエル	54,500,311	0.24
	小計		21,766,133,048
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	191,394,055	0.87
合計（純資産総額）	-	21,957,527,103	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

投資有価証券の主要銘柄

2014年2月28日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	その他	1,482,752,242	1.3896	2,060,520,408	1.5904	2,358,169,165	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2014年2月28日現在

国内/外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	100.00
合計		100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

2014年2月28日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	アメリカ	株式	BOEING CO	資本財	38,020	11,657.15	443,205,146	13,105.40	498,267,551	2.26
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8,057	46,930.12	378,116,035	53,790.67	433,391,507	1.97
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13,500	26,709.24	360,574,772	31,295.05	422,483,202	1.92
4	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	2,638	93,399.13	246,386,926	124,286.26	327,867,173	1.49
5	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO	メディア	37,250	6,618.96	246,556,416	8,204.13	305,603,887	1.39
6	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	31,100	9,562.99	297,409,032	9,769.92	303,844,810	1.38
7	フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	43,158	6,214.62	268,210,926	6,968.63	300,752,295	1.36
8	アメリカ	株式	WELLS FARGO&COMPANY	銀行	56,620	4,409.92	249,689,919	4,694.33	265,793,360	1.21
9	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	57,500	4,562.12	262,321,900	4,540.00	261,050,000	1.18
10	アメリカ	株式	PARKER HANNIFIN CORP	資本財	21,180	10,449.86	221,328,233	12,250.12	259,457,749	1.18
11	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	263,600	1,009.04	265,984,242	911.00	240,139,600	1.09
12	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	59,330	3,246.78	192,631,991	3,859.44	228,981,073	1.04
13	日本	株式	小松製作所	機械	107,200	2,150.12	230,492,864	2,131.00	228,443,200	1.04
14	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	29,777	7,115.11	211,866,928	7,631.53	227,244,366	1.03
15	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	6,200	33,550.00	208,010,000	35,050.00	217,310,000	0.98
16	イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	89,490	1,987.23	177,837,678	2,301.99	206,005,460	0.93
17	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	77,950	2,495.49	194,523,539	2,599.46	202,628,686	0.92
18	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	8,661	19,515.39	169,022,823	23,066.98	199,783,141	0.90

19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20,780	9,497.74	197,363,240	9,313.23	193,529,093	0.88
20	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	34,634	5,891.09	204,032,270	5,477.65	189,713,182	0.86
21	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	371,000	479.61	177,935,310	496.03	184,028,985	0.83
22	キュラソー	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	19,470	8,348.88	162,552,810	9,436.58	183,730,325	0.83
23	イギリス	株式	CRODA INTERNATIONAL PLC	素材	42,000	4,159.78	174,711,061	4,319.85	181,433,893	0.82
24	アメリカ	株式	YUM! BRANDS INC	消費者サービス	23,670	7,385.03	174,803,826	7,522.15	178,049,352	0.81
25	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	14,600	12,822.01	187,201,392	11,793.43	172,184,203	0.78
26	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	食品・飲料・タバコ	16,057	9,461.07	151,916,481	10,595.84	170,137,483	0.77
27	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	50,770	3,024.55	153,556,901	3,285.52	166,806,165	0.75
28	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	28,110	5,640.34	158,549,963	5,778.97	162,447,088	0.73
29	アメリカ	株式	DANAHER CORP	資本財	20,030	6,847.30	137,151,615	7,852.43	157,284,337	0.71
30	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	8,100	19,981.25	161,848,201	18,886.42	152,980,032	0.69

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2014年2月28日現在

国内 / 外国	種類 / 業種	投資比率 (%)
国内	株式	7.23
	輸送用機器	1.97
	銀行業	1.75
	機械	1.04
	小売業	0.98
	電気機器	0.61
	情報・通信業	0.29
	医薬品	0.21
	食料品	0.19
不動産業	0.16	
外国	株式	91.89
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.05
	資本財	9.96
	エネルギー	9.37
	銀行	7.98
	各種金融	7.53
	ソフトウェア・サービス	6.39
	食品・飲料・タバコ	6.23
	素材	3.87
	保険	3.54
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.35
	メディア	3.27
	小売	2.97
	電気通信サービス	2.81
	ヘルスケア機器・サービス	2.11
	自動車・自動車部品	1.77
	消費者サービス	1.57
	食品・生活必需品小売り	1.53
	家庭用品・パーソナル用品	1.53
	耐久消費財・アパレル	1.47
	公益事業	1.11
	運輸	0.97
半導体・半導体製造装置	0.77	
商業・専門サービス	0.43	

	不動産	0.19
合計		99.12

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(3)【運用実績】

2014年2月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年 月 日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	（2002年7月31日）	10	10	7,951	7,951
第2期計算期間末	（2003年7月31日）	248	248	8,824	8,824
第3期計算期間末	（2004年8月2日）	387	387	9,296	9,296
第4期計算期間末	（2005年8月1日）	699	699	11,240	11,240
第5期計算期間末	（2006年7月31日）	1,128	1,128	13,079	13,079
第6期計算期間末	（2007年7月31日）	1,687	1,687	15,942	15,942
第7期計算期間末	（2008年7月31日）	1,463	1,463	12,451	12,451
第8期計算期間末	（2009年7月31日）	992	992	7,257	7,257
第9期計算期間末	（2010年8月2日）	1,250	1,250	7,017	7,017
第10期計算期間末	（2011年8月1日）	1,546	1,546	7,314	7,314
第11期計算期間末	（2012年7月31日）	1,508	1,508	6,898	6,898
第12期計算期間末	（2013年7月31日）	2,186	2,186	9,959	9,959
2013年 2月末日		1,952	-	8,849	-
2013年 3月末日		2,019	-	9,183	-
2013年 4月末日		2,140	-	9,608	-
2013年 5月末日		2,260	-	10,244	-
2013年 6月末日		2,110	-	9,601	-
2013年 7月末日		2,186	-	9,959	-
2013年 8月末日		2,165	-	9,811	-
2013年 9月末日		2,235	-	10,225	-
2013年 10月末日		2,347	-	10,670	-
2013年 11月末日		2,504	-	11,241	-
2013年 12月末日		2,570	-	11,758	-
2014年 1月末日		2,284	-	11,016	-
2014年 2月末日		2,357	-	11,320	-

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2001年11月26日～2002年7月31日）	0
第2期計算期間（2002年8月1日～2003年7月31日）	0
第3期計算期間（2003年8月1日～2004年8月2日）	0
第4期計算期間（2004年8月3日～2005年8月1日）	0
第5期計算期間（2005年8月2日～2006年7月31日）	0
第6期計算期間（2006年8月1日～2007年7月31日）	0
第7期計算期間（2007年8月1日～2008年7月31日）	0
第8期計算期間（2008年8月1日～2009年7月31日）	0
第9期計算期間（2009年8月1日～2010年8月2日）	0
第10期計算期間（2010年8月3日～2011年8月1日）	0
第11期計算期間（2011年8月2日～2012年7月31日）	0

第12期計算期間(2012年8月1日～2013年7月31日)	0
第13期中間計算期間(2013年8月1日～2014年1月31日)	-

収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(2001年11月26日～2002年7月31日)	20.5
第2期計算期間(2002年8月1日～2003年7月31日)	11.0
第3期計算期間(2003年8月1日～2004年8月2日)	5.3
第4期計算期間(2004年8月3日～2005年8月1日)	20.9
第5期計算期間(2005年8月2日～2006年7月31日)	16.4
第6期計算期間(2006年8月1日～2007年7月31日)	21.9
第7期計算期間(2007年8月1日～2008年7月31日)	21.9
第8期計算期間(2008年8月1日～2009年7月31日)	41.7
第9期計算期間(2009年8月1日～2010年8月2日)	3.3
第10期計算期間(2010年8月3日～2011年8月1日)	4.2
第11期計算期間(2011年8月2日～2012年7月31日)	5.7
第12期計算期間(2012年8月1日～2013年7月31日)	44.4
第13期中間計算期間(2013年8月1日～2014年1月31日)	10.6

(注) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

(参考情報)

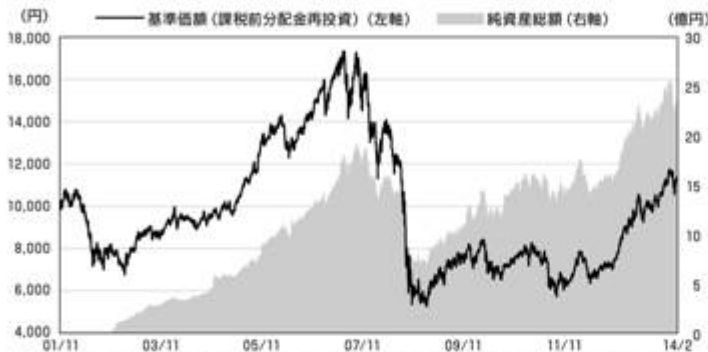
運用実績

基準日：2014年2月28日現在

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,320円	純資産総額	23.5億円
------	---------	-------	--------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期	分配金
第8期	2009年7月 0円
第9期	2010年8月 0円
第10期	2011年8月 0円
第11期	2012年7月 0円
第12期	2013年7月 0円
	設定来累計 0円

分配金は1万口当り課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	100.0
現金等	-0.0
合計	100.0

主な資産の状況(マザーファンドベース)

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入しています)。

組入上位10銘柄

(銘柄数:232銘柄)

順位	銘柄名	セクター	国	組入比率(%)
1	ボーイング	資本財・サービス	アメリカ	2.3
2	アップル	情報技術	アメリカ	2.0
3	ロシュ・ホールディング	ヘルスケア	スイス	1.9
4	グーグル	情報技術	アメリカ	1.5
5	ウォルト・ディズニー	一般消費財・サービス	アメリカ	1.4
6	エクソン・モービル	エネルギー	アメリカ	1.4
7	サフラン	資本財・サービス	フランス	1.4
8	ウェルズ・ファーゴ	金融	アメリカ	1.2
9	三井住友フィナンシャルグループ	金融	日本	1.2
10	パーカー・ハネフィン	資本財・サービス	アメリカ	1.2
組入上位10銘柄計				15.4

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

国別配分

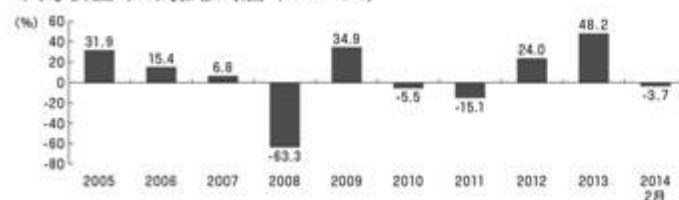
国	組入比率(%)	国	組入比率(%)
アメリカ	55.4	カナダ	2.5
イギリス	10.4	オーストラリア	2.5
日本	7.2	スペイン	1.0
フランス	5.9	香港	1.0
スイス	5.2	その他の国	3.8
ドイツ	4.4	現金等	0.9
合計		100.0	

セクター別配分

セクター	組入比率(%)	セクター	組入比率(%)
金融	21.2	エネルギー	9.4
一般消費財・サービス	14.0	素材	3.9
ヘルスケア	13.4	電気通信サービス	3.1
資本財・サービス	12.6	公益事業	1.1
情報技術	10.9	現金等	0.9
生活必需品	9.5		
合計		100.0	

セクター別配分は、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard (GICS)の分類で区分しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。2014年は2月までの収益率を表示しています。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

(単位:口)

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間 (2001年11月26日～2002年7月31日)	12,759,394	90,702
第2期計算期間 (2002年8月1日～2003年7月31日)	290,384,938	21,691,816

第3期計算期間 (2003年8月1日～2004年8月2日)	176,603,826	41,661,195
第4期計算期間 (2004年8月3日～2005年8月1日)	278,556,033	72,079,907
第5期計算期間 (2005年8月2日～2006年7月31日)	462,744,710	222,701,839
第6期計算期間 (2006年8月1日～2007年7月31日)	370,962,307	175,567,918
第7期計算期間 (2007年8月1日～2008年7月31日)	325,634,300	208,488,560
第8期計算期間 (2008年8月1日～2009年7月31日)	417,396,585	225,115,285
第9期計算期間 (2009年8月1日～2010年8月2日)	674,717,350	260,863,215
第10期計算期間 (2010年8月3日～2011年8月1日)	827,997,700	495,245,597
第11期計算期間 (2011年8月2日～2012年7月31日)	383,482,875	311,644,417
第12期計算期間 (2012年8月1日～2013年7月31日)	435,911,193	426,751,062
第13期中間計算期間 (2013年8月1日～2014年1月31日)	173,047,686	294,624,659

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(5) 申込手数料

<訂正前>

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（ $3.15\%^{*}$ （税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

（省略）

*消費税率に応じて変更となることがあります。消費税率が8%になった場合、3.24%となります。

<訂正後>

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.24%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

（省略）

にかかわらず、確定拠出年金法に基づく運用または変額年金保険の特別勘定での運用としてお申込みをされる場合には無手数料とします。ただし、販売会社によっては申込手数料（3.24%（税抜3.00%）を上限とします。）をいただくことがあります。

償還乗換えまたは償還前乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、申込手数料の優遇を受けることができます。なお、償還乗換えまたは償還前乗換えの際、償還金または換金代金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。ただし、優遇制度の取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況（「2 ファンドの現況」を除く）」に、以下の内容を追加します。

<追加>

- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間（平成25年8月1日から平成26年1月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

<追加>

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）

(1) 中間貸借対照表

（単位：円）

	第13期中間計算期間末 (平成26年 1月31日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	21,948,854
親投資信託受益証券	2,284,422,361
未収利息	30
流動資産合計	2,306,371,245
資産合計	2,306,371,245
負債の部	
流動負債	
未払解約金	994,993
未払受託者報酬	991,331
未払委託者報酬	19,826,555
その他未払費用	135,975
流動負債合計	21,948,854
負債合計	21,948,854
純資産の部	
元本等	
元本	2,073,672,725
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	210,749,666
（分配準備積立金）	237,668,441
元本等合計	2,284,422,391
純資産合計	2,284,422,391
負債純資産合計	2,306,371,245

(2) 中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第13期中間計算期間 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 1月31日)
営業収益	
受取利息	2,601
有価証券売買等損益	260,860,877
営業収益合計	260,863,478
営業費用	
受託者報酬	991,331
委託者報酬	19,826,555
その他費用	135,975
営業費用合計	20,953,861
営業利益又は営業損失（ ）	239,909,617
経常利益又は経常損失（ ）	239,909,617
中間純利益又は中間純損失（ ）	239,909,617
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	31,584,150
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,999,649
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,423,848
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	344,322
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,079,526
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	210,749,666

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期中間計算期間 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 1月31日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、平成25年8月1日から平成26年7月31日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成25年8月1日から平成26年1月31日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期中間計算期間末 (平成26年 1月31日現在)	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	2,073,672,725 口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1016 円
(10,000口当たり純資産額)	11,016 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 1月31日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	- 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期中間計算期間末 (平成26年 1月31日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（重要な後発事象に関する注記）

第13期中間計算期間 （自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 1月31日）
該当事項はございません。

（その他の注記）

1．元本の移動

第13期中間計算期間末 （平成26年 1月31日現在）	
期首元本額	2,195,249,698 円
期中追加設定元本額	173,047,686 円
期中一部解約元本額	294,624,659 円

2．デリバティブ取引等関係

第13期中間計算期間末（平成26年 1月31日現在）

該当事項はございません。

参考

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1．「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（平成26年 1月31日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	59,337,309
コール・ローン	209,068,791
株式	20,945,434,311
未収入金	295,496
未収配当金	18,124,734
未収利息	286
流動資産合計	21,232,260,927
資産合計	21,232,260,927
負債の部	
流動負債	
未払解約金	38,550,000
流動負債合計	38,550,000
負債合計	38,550,000
純資産の部	
元本等	
元本	13,712,689,492
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,481,021,435
元本等合計	21,193,710,927
純資産合計	21,193,710,927
負債純資産合計	21,232,260,927

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 1月31日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成26年 1月31日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成25年8月1日
期首元本額	14,194,252,470 円
平成25年8月1日より平成26年1月31日までの期中追加設定元本額	706,364,169 円
平成25年8月1日より平成26年1月31日までの期中一部解約元本額	1,187,927,147 円
期末元本額	13,712,689,492 円
期末元本額の内訳*	
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズH (為替ヘッジあり)	1,451,180,693 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 1	687,531,822 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 2	647,431,180 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 3	4,306,566,061 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(保守型)	227,430,135 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(中立型)	2,601,399,418 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(積極型)	1,760,274,379 円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ	552,859,266 円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ(年金向け)	1,478,016,538 円
2. 平成26年1月31日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5456 円
(10,000口当たり純資産額)	15,456 円)

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2【ファンドの現況】

原届出書の「**第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況**」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

純資産額計算書

平成26年2月28日現在

資産総額	2,363,218,812 円
------	-----------------

負債総額	5,261,156 円
純資産総額(-)	2,357,957,656 円
発行済数量	2,082,979,503 口
1単位当たり純資産額(/)	1.1320 円

(参考)アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

平成26年2月28日現在

資産総額	21,971,677,103 円
負債総額	14,150,000 円
純資産総額(-)	21,957,527,103 円
発行済数量	13,805,889,820 口
1単位当たり純資産額(/)	1.5904 円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】**

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部分が訂正部分を示します。

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

<訂正前>

資本金の額は130百万円です。（平成25年9月末現在）
（省略）

<訂正後>

資本金の額は130百万円です。（平成26年3月末現在）
（省略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（省略）

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年9月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	93本	1,129,695百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	-	-
合計	93本	1,129,695百万円

<訂正後>

（省略）

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年3月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	96本	1,337,592百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	-	-
合計	96本	1,337,592百万円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の内容に更新し、末尾に第18期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表を追加します。

<更新後>

1. 財務諸表

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

<追 加>

(1)中間貸借対照表

科 目	期 別	注記 番号	第18期 中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
			金 額	
(資産の部)			千円	
流 動 資 産				
現金及び預金				1,284,367
未収入金				2,464,258
未収委託者報酬				434,414
未収運用受託報酬				1,145,054
未収投資助言報酬				80,982
繰延税金資産				441,321
その他				103,818
	流動資産合計			5,954,213
固 定 資 産				
有形固定資産				
建物		*1		460,480
器具備品		*1		135,180
無形固定資産				3,520
投資その他の資産				
投資有価証券				2,019,544
長期差入保証金				399,116
繰延税金資産				357,095
その他				24,374
	固定資産合計			3,399,310
資 産 合 計				9,353,523
(負債の部)				
流 動 負 債				
未払金				
未払手数料				66,804
その他未払金				53,994

未払費用		387,966
未払法人税等		430,312
賞与引当金		310,528
役員賞与引当金		105,245
その他		33,541
	流動負債合計	1,388,390
固定負債		
退職給付引当金		301,768
	固定負債合計	301,768
負債合計		1,690,158
(純資産の部)		
株主資本		
1.資本金		130,000
2.利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		7,251,118
利益剰余金合計		7,251,118
株主資本合計		7,381,118
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		282,247
評価・換算差額等合計		282,247
純資産合計		7,663,385
負債・純資産合計		9,353,523

(2)中間損益計算書

科目	期別	注記 番号	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)
			金額
			千円
営業収益			
委託者報酬			1,273,324
運用受託報酬			1,249,676
投資助言報酬			77,126
その他営業収益			790,849
営業収益計			3,390,974
営業費用及び一般管理費			
営業費用			
支払手数料			325,413
その他			293,997
一般管理費		*1	2,181,180
営業費用及び一般管理費計			2,800,590
営業利益			590,384
営業外収益		*2	2,471
営業外費用			-
経常利益			592,855
特別利益			-
特別損失		*3	1,768
税引前中間純利益			591,087
法人税、住民税及び事業税			420,268
法人税等調整額			143,315
法人税等合計			276,953
中間純利益			314,133

重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3～8年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1)賞与引当金...従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3)退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理...税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第18期 中間会計期間末 (平成25年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	440,295 千円
器具備品	240,467 千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	79,522 千円
無形固定資産	331 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取配当金	2,134 千円
*3 特別損失の内訳は以下のとおりであります。	
固定資産除却損	1,768 千円

（リース取引関係）

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
---	--

オペレーティング・リース取引（借主側）		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		
	1年内	507,805 千円
	1年超	2,115,855 千円
	合計	2,623,661 千円

（資産除去債務関係）

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)
<p>当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。</p> <p>資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。</p>

（金融商品関係）

第18期 中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,284,367	1,284,367	-
未収入金	2,464,258	2,464,258	-
未収委託者報酬	434,414	434,414	-
未収運用受託報酬	1,145,054	1,145,054	-
未収投資助言報酬	80,982	80,982	-
投資有価証券	2,019,544	2,019,544	-
資産計	7,428,619	7,428,619	-
未払手数料	66,804	66,804	-
負債計	66,804	66,804	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

（有価証券関係）

第18期 中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

その他有価証券

（単位：千円）

種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他			
投資信託受益証券	1,239,856	801,000	438,856
小計	1,239,856	801,000	438,856
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			

国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他 投資信託受益証券	779,688	780,000	312
小計	779,688	780,000	312
合計	2,019,544	1,581,000	438,544

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第18期 中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第18期 中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,273,324	1,249,676	77,126	790,849	3,390,974

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
2,604,418	783,966	2,590	3,390,974

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	783,966	投信投資顧問業

（1株当たり情報）

項目	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	2,947,448 円 20 銭
1株当たり中間純利益	120,820 円 50 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
中間純利益（千円）	314,133
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	314,133
期中平均株式数（株）	2,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部分が訂正部分を示します。

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額： 342,037百万円（平成25年3月末現在）
 事業の内容：（省略）

＜再信託受託会社＞

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資 本 金： 51,000百万円（平成25年3月末現在）
 事業の内容：（省略）

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下のとおりです。

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	(省略)
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
富国生命保険相互会社	106,000百万円*	(省略)
明治安田生命保険相互会社	620,000百万円*	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	(省略)

* 富国生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の資本金の額は、「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しています。

(3) (省略)

＜訂正後＞

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額： 342,037百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容：（省略）

＜再信託受託会社＞

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資 本 金： 51,000百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容：（省略）

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下のとおりです。

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	(省略)
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
富国生命保険相互会社	106,000百万円*	(省略)
明治安田生命保険相互会社	670,000百万円*	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	(省略)

* 富国生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の資本金の額は、「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載して
ます。

(3) (省略)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年3月31日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）の平成25年8月1日から平成26年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）の平成26年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年8月1日から平成26年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1．上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 鶴田 光夫

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)